



各 位

株式会社 大塚家具
代表取締役社長 大塚 久美子
(JASDAQ・コード番号 8186)
問い合わせ先
執行役員総務部長 喜多 卓則
電話 03-5530-4321

監査等委員会設置会社への移行及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 2 月 10 日開催の取締役会において、平成 29 年 3 月 24 日開催予定の第 46 回定時株主総会で承認されることを条件として、「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」に移行すること、及び同株主総会に当該移行に伴う「定款の一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行について

(1) 移行の理由

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、社外取締役の複数選任及び役員指名・報酬に係る任意の委員会設置など、コーポレートガバナンスの充実・強化に継続的に取り組んでまいりました。今般、取締役会の監督機能を一層強化するとともに、経営の意思決定をより迅速に行い、更なる企業価値の向上を図るため、監査等委員会設置会社へ移行するものであります。

(2) 移行の時期

平成 29 年 3 月 24 日開催予定の第 46 回定時株主総会において、必要な定款変更等についてご承認をいただき、監査等委員会設置会社へ移行する予定です。

2. 定款の一部変更について

(1) 定款変更の理由

- ①前記 1 記載のとおり、取締役会の監督機能を強化し、コーポレートガバナンスの一層の充実及び意思決定の迅速化を図るため、監査等委員会設置会社に移行いたしたく、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等を行うものであります。
- ②今後の事業展開に備えて、事業目的を追加及び一部改定するものであります。
- ③経営環境の変化に対し機動的に対応できる執行体制を構築し、より一層のコーポレートガバナンスの強化を図るため、役付取締役及び相談役に関する規定を削除し、併せて株主総会及び取締役会の招集権者及び議長について所要の変更を行うものであります。
- ④上記条文の新設、変更及び削除に伴う条数の変更、その他、用字・用語の修正等所要の変更を行うものであります。

(2) 定款変更の内容

定款変更の内容は、別紙のとおりです。

(3) 日程

定款変更のための定時株主総会開催予定日	平成 29 年 3 月 24 日
定款変更の効力発生予定日	平成 29 年 3 月 24 日

3. その他

監査等委員会設置会社への移行に伴う役員人事につきましては、本日開示いたしました「監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関するお知らせ」をご覧ください。

以 上

(別紙)

定款変更の内容は次のとおりです。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現行定款	変更定款案
<p>(目 的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(8) 飲食店、喫茶店、遊戯場、スポーツ・美術館等の文化施設及び<u>学習教室の経営</u> (新設) (新設) (新設)</p> <p>(9) ~ (10) (条文省略) (新設)</p> <p>(11) ~ (19) (条文省略) (新設)</p> <p>(20) ~ (21) (条文省略)</p>	<p>(目 的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(8) 飲食店、喫茶店、遊戯場、スポーツ・美術館等の文化施設の<u>経営</u>及び<u>各種教育事業</u></p> <p>(9) <u>ホテル及び旅館の経営</u></p> <p>(10) <u>高齢者住宅・施設の経営及び介護サービス事業</u></p> <p>(11) <u>保育施設の経営及び保育サービス事業</u></p> <p>(12) ~ (13) (現行どおり)</p> <p>(14) <u>一般及び特定労働者派遣事業</u></p> <p>(15) ~ (23) (現行どおり)</p> <p>(24) <u>清掃及び産業廃棄物収集運搬業務</u></p> <p>(25) ~ (26) (現行どおり)</p>
<p>(機 関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) 会計監査人</p>	<p>(機 関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u> (削除)</p> <p>(3) 会計監査人</p>
<p>(招集権者及び議長)</p> <p>第 15 条</p> <p>1. 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、<u>取締役社長</u>が招集する。<u>取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</p> <p>2. 株主総会においては、<u>取締役社長</u>が議長となる。<u>取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p>	<p>(招集権者及び議長)</p> <p>第 15 条</p> <p>1. 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、<u>代表取締役</u>が招集する。<u>代表取締役</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</p> <p>2. 株主総会においては、<u>代表取締役</u>が議長となる。<u>代表取締役</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p>
<p>(取締役の員数)</p> <p>第 20 条 当社の取締役は、<u>10名以内</u>とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役の員数)</p> <p>第 20 条</p> <p><u>1. 当社の監査等委員でない取締役は、6名以内とする。</u></p> <p><u>2. 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p>
<p>(取締役の選任)</p> <p>第 21 条</p> <p>1. 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>(取締役の任期)</p>	<p>(取締役の選任)</p> <p>第 21 条</p> <p>1. 取締役は、<u>監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>(取締役の任期)</p>

現行定款	変更定款案
<p>第 22 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第 22 条</p> <p><u>1. 監査等委員でない取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>4. 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p>
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 23 条</p> <p>1. 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p><u>3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名を選定し、又必要に応じ、取締役会長 1 名を選定することができる。</u></p>	<p>(代表取締役)</p> <p>第 23 条</p> <p>1. 当社は、取締役会の決議によって、<u>監査等委員でない取締役の中から</u>代表取締役を選定する。</p> <p>(削除)</p>
<p>(相談役)</p> <p>第 24 条 当社は、取締役会の決議によって、相談役を置くことができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第 25 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長が招集し、議長となる。<u>取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</u></p>	<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き代表取締役が招集し、議長となる。<u>代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</u></p>
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 26 条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 25 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>
<p>第 27 条 (条文省略)</p>	<p>第 26 条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 28 条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項</p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 27 条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項</p>

現行定款	変更定款案
<p>を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>	<p>を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(重要な業務執行の委任)</p>
<p>第 29 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名捺印又は電子署名する。</p>	<p>第 28 条 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議をもつて、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>(取締役会の議事録)</p>	<p>(取締役会の議事録)</p>
<p>第 31 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第 29 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名捺印又は電子署名する。</p>
<p>(取締役の報酬等)</p>	<p>(取締役の報酬等)</p>
<p>第 5 章 監査役及び監査役会 (監査役の員数)</p> <p>第 33 条 当社の監査役は、4名以内とする。</p>	<p>第 31 条 取締役の報酬等は、<u>監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>(監査役の選任)</p>	<p>(削除)</p>
<p>第 34 条</p> <p>1. <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>第 5 章 監査等委員会 (削除)</p>
<p>(監査役の任期)</p>	<p>(削除)</p>
<p>第 35 条</p> <p>1. <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>3. <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>4. <u>前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(常勤監査役)</p>	<p>(削除)</p>

現行定款	変更定款案
<p>第 36 条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	
<p>(監査役会の招集通知)</p>	(削除)
<p>第 37 条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p>	
<p>(監査役会の決議の方法)</p>	(削除)
<p>第 38 条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	
<p>(監査役会の議事録)</p>	(削除)
<p>第 39 条 <u>監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名捺印又は電子署名する。</u></p>	
<p>(監査役会規程)</p>	(削除)
<p>第 40 条 <u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	
<p>(監査役の報酬等)</p>	(削除)
<p>第 41 条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	
<p>(監査役の責任免除)</p>	(削除)
<p>第 42 条</p> <p><u>1. 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p><u>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	
<p>(新設)</p>	(監査等委員会の招集通知)
<p>(新設)</p>	<p>第 33 条 <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	(監査等委員会の決議の方法)
<p>(新設)</p>	<p>第 34 条 <u>監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u></p>

現行定款	変更定款案
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の議事録)</u> 第 35 条 <u>監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名捺印又は電子署名をする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会規程)</u> 第 36 条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p>第 43 条～第 44 条 (条文省略)</p>	<p>第 37 条～第 38 条 (現行どおり)</p>
<p>(会計監査人の報酬等) 第 45 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p>	<p>(会計監査人の報酬等) 第 39 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p>
<p>第 46 条～第 47 条 (条文省略)</p>	<p>第 40 条～第 41 条 (現行どおり)</p>
<p>(中間配当金) 第 48 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。</p>	<p>(中間配当金) 第 42 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。</p>
<p>第 49 条 (条文省略)</p>	<p>第 43 条 (現行どおり)</p>
<p>(新設) (新設)</p>	<p><u>附 則</u> <u>(監査等委員会設置会社移行前の監査役</u> <u>責任免除に関する経過措置)</u> 第 1 条 <u>第46回定時株主総会終結前の会社法第423条第1項の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の責任の取締役会による免除及び監査役（監査役であった者を含む。）と締結済みの責任限定契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第42条第1項及び同条第2項の定めるところによる。</u></p>